

平成30年11月12日

資料1

経済・財政一体改革推進委員会
経済社会の活力WG(第12回)

文部科学省説明資料

～ モデル事業の横展開について～



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. **コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置・拡充に向けた国の施策**
(コミュニティ・スクール推進体制構築事業 等)
2. **学校規模適正化・適正配置**
(統合による魅力ある学校づくり等のモデル創出に向けた調査研究 等)
3. **スポーツを通じた健康増進・医療費抑制**
(運動・スポーツ習慣化促進事業 等)
4. **官民一体となった文化資源活用**
(国立文化施設での先端技術を活用した事業 等)

1. コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置・拡充

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会制度・CS)とは

地域住民や保護者等が参画し、学校運営の基本方針等について協議する仕組み。「地域とともにある学校づくり」を図るために教育委員会が設置する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地教行法)に基づいている。

年度	国の制度改正・施策	国の実施事業	横展開に向けた取組(周知等)
平12	教育改革国民会議で提唱		
平14		実践研究事業開始	
平16	地教行法改正(CSの制度化)	↓	
平17		委託研究事業開始	
:		↓	
平23			
平24			
平25	第2期教育振興基本計画 ○ <u>公立小・中学校の1割でCS導入を目指すことが明記</u>	↓	
平26		学校対象の補助事業	
平27	中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」 ○ <u>全ての公立学校でCS導入を目指すことが明記</u>	↓	
平28			
平29	地教行法改正(CSの努力義務化)	↓	
平30	地方財政措置	教育委員会対象の補助事業	

・パンフレットに掲載・ホームページに公開(平19)

・全国各地における推進協議会(フォーラム)の開催(平17)

優良研究校による事例発表等

都道府県教育委員会との共催(平27)

・全国的CS研究大会(協議会と共催・平24)

平23 全国的CS研究協議会発足

・コミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)(平25)

導入を進める自治体に派遣

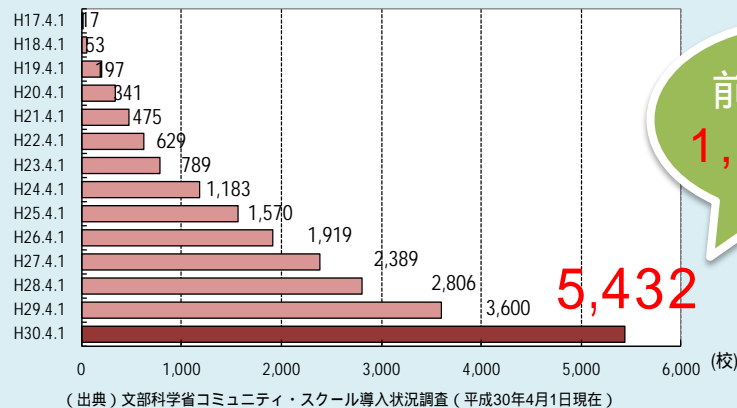
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況【学校数】

学校運営協議会を設置している学校数

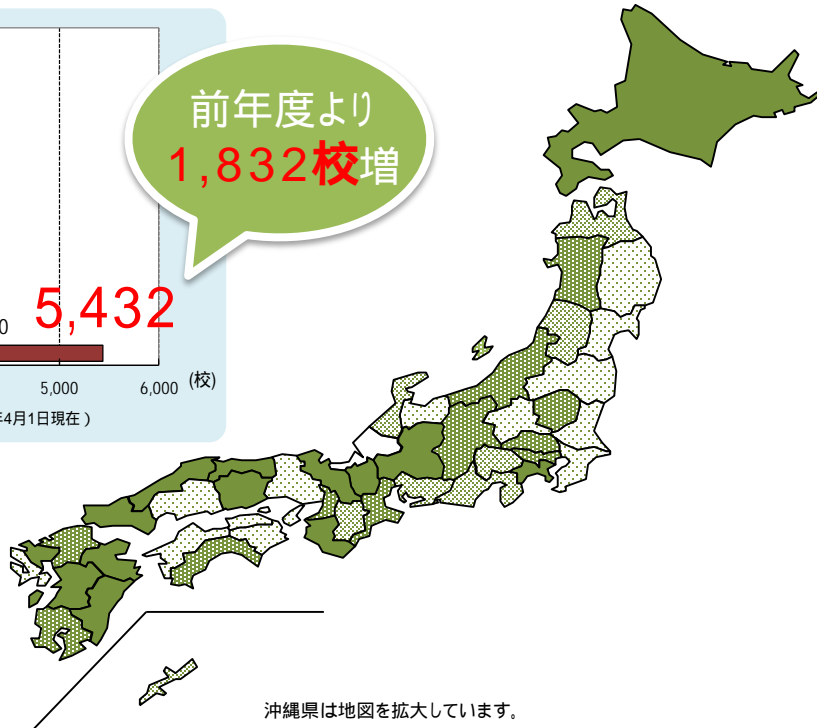
46都道府県内 **5,432校** (平成30年4月1日現在)

(幼稚園147、小学校3,265、中学校1,492、義務教育学校39、中等教育学校1、高等学校382、特別支援学校106)

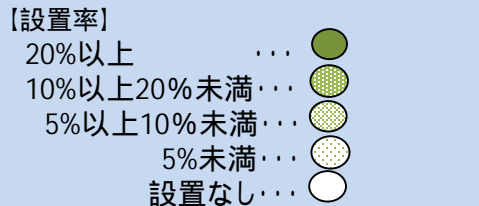
全国の学校のうち、**14.7%**がコミュニティ・スクールを導入



前年度より
1,832校増



学校運営協議会を設置している学校の割合



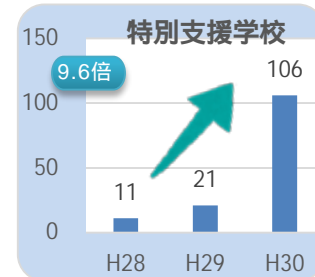
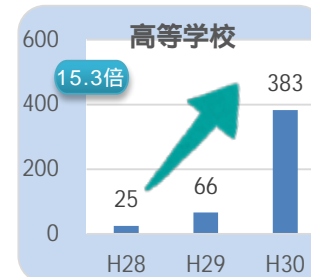
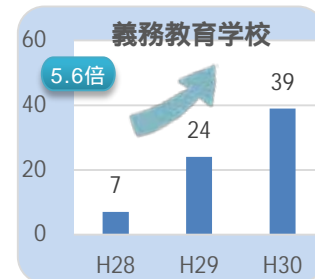
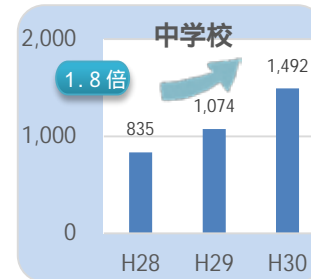
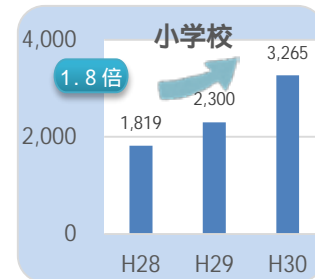
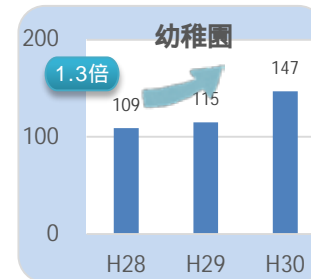
コミュニティ・スクール導入の効果 (校長への調査)

地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという「目標」や「ビジョン」を共有し、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことで、例えば、特色のある学校づくりが進んだ(83.8%)、子供の安心・安全な環境が確保された(80.4%)、学校に対する保護者や地域の理解が深まった(74.4%)といった、様々な効果が表れている。

(出典) 総合マネジメント力強化に向けたコミュニティ・スクールの在り方に関する調査研究報告書(平成27年度文部科学省委託調査)

校種別の設置状況(3年経過)

倍数はH28とH30の比較



中等教育学校を含む

2. 学校規模適正化・適正配置

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の策定・周知

学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を「手引」として取りまとめ(平成27年1月)、全市町村に配布するとともに各種会議等で周知。

【学校規模の適正化】

学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。
その上で、学校規模の標準(12～18学級)を下回る場合の対応の大きな目安について、学級数の状況毎に区分して提示。

【統合により生じる課題への対応】

①スクールバス等の多様な交通手段の導入に伴う課題への対応
児童生徒の環境変化への対応
地域との関係の希薄化を防ぐ工夫
学校統合を行う場合の検討体制の工夫 など

～横展開に向けた主な取組～

1. 委託事業「少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業」の実施

統合による魅力ある学校づくり等のモデル創出に向けた調査研究を実施(平成27年度～)。

【取組モデル数】平成27年度:12市区町村 平成28年度:22市区町村 平成29年度:26市区町村 平成30年度:19市町村

2. フォーラムの開催

本年10月12日に市町村の担当者等を対象としたフォーラムを開催し、1.の調査研究で創出された先進的な取組事例を広く周知した。

【事例発表】

- ・京都府南丹市 → 小学校再編に向けたプロセス、再編前後の工夫・配慮、地域との連携
- ・岡山県真庭市 → 統合準備委員会と地域との連携、スクールバス運行計画の工夫
- ・長野県伊那市 → テレビ会議システムを活用した遠隔合同授業 など 全7事例

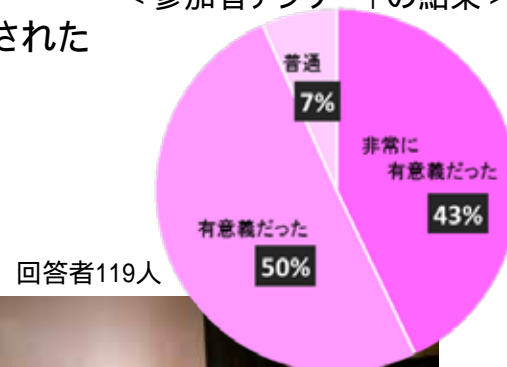
【参加者数】

約200名(参加者の所属:101自治体など)

【参加者からの主な意見】

- ・ 他市の多種の取組を知る機会となり、その中で共通する推進方策を知ることができた。行政としてどうリードしていくべきか、改めて考える機会になった。
- ・ 色々な取組から見えそうなものが見つかった。市教委の施策として生かしたい。
- ・ 様々なアイデアや発想による教育施策への法整備や支援があることが理解できた。

<参加者アンケートの結果>



回答者119人



～横展開に向けた主な支援措置～

1. 教員定数の加配

統合校等の支援のため、教員定数の加配措置を実施。

【加配人数】H29年度：455人 H30年度：505人

2. スクールバス等

学校統合等による児童生徒の通学条件の緩和を図るためにスクールバス・ボート等を購入する経費(1/2)を補助。

【補助実績】H28:126市町村 H29:112市町村

3. 学校統合に伴う公立学校施設整備の国庫補助

学校統合に伴う新增築(1/2)や学校統合に伴う既存施設の改修(1/2)に補助。

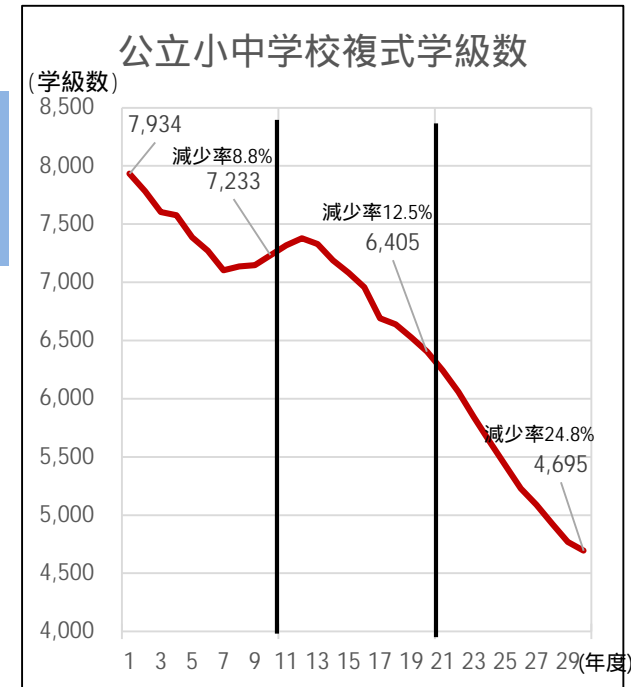
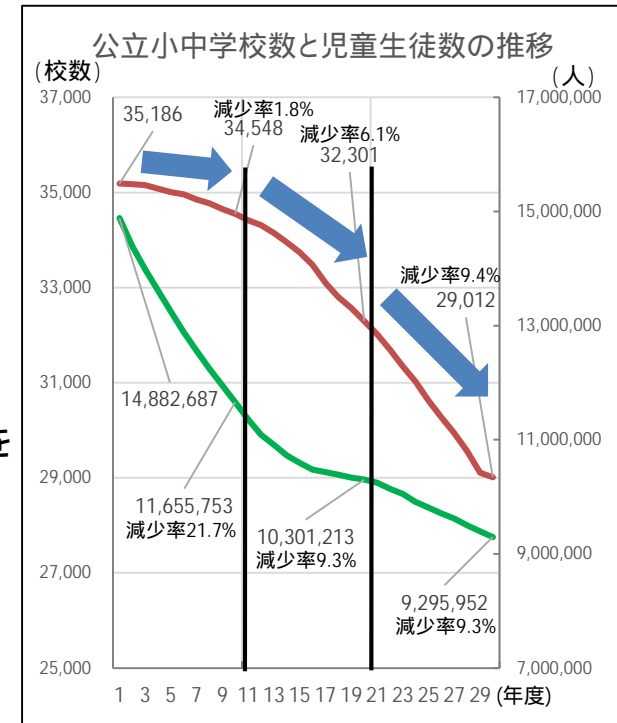
【補助実績】H29当初：統合に伴う新增築事業60件、改修事業14件
H29補正：改修事業18件

過去10年間で公立小中学校の学校数は9.4%(3,006校)減少
過去10年間で公立小中学校の複式学級は24.8%(2,465学級)減少
1市町村に1小学校1中学校等という市町村は225(13.1%)ある

～今後の取組について～

統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出するための委託事業を引き続き実施するとともに、当事業の実施で得られた好事例を分析し、全国に発信する。

その際、広域の教育行政を担い、域内全体の学校教育の充実発展に責任を持つ都道府県の役割も重要であることから、都道府県への周知、取組促進も図る。



3. スポーツを通じた健康増進・医療費抑制

地方自治体における取組

新潟県見附市

- ・(株)つくばウエルネスリサーチの研究による運動プログラムの実証実験を実施。運動プログラム参加群94人の一人当たりの医療費削減額は104,234円。
- ・健幸アンバサダー(健康情報を伝える伝道師)により触発された住民の行動変容を促すべく、地域コミュニティの拠点を「健幸スポーツの駅」として位置づけ、健幸ポイントの取組、総合型地域スポーツクラブ、民間フィットネスクラブなどを紹介。



静岡県三島市

- ・健幸マイレージ(様々な活動でポイントが貯まる)、健幸運動教室(エビデンスに基づくプログラムを導入し、継続支援で運動を習慣化)、脂肪燃えるんピック(減った脂肪と同量の牛肉といった特典にインパクト)、ガーデンシティみしま(自然と歩きたくなる美しいまち並みを目指す。)など、地域住民のスポーツのきっかけづくりを支援。



「スポーツ実施率向上のための行動計画」(平成30年9月6日策定)に基づく施策に着手、実施。
(新たな制度創設・制度改正も視野に入れた中長期的な施策を平成31年夏頃に取りまとめ予定。)

「スポーツを通じた健康増進のための厚生労働省とスポーツ庁の連携会議」を開催し、取組を強化。

好事例の全国展開(通知の発出・エプ等による公開)

スポーツ庁における取組(運動・スポーツ習慣化促進事業)

- ・多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るため、スポーツ・健康福祉部局等と関係団体が一体となって行う、スポーツを通じた健康増進に資する取組を支援(平成29年度:14件)。



企業における取組

株式会社じげん

- ・エレベーターの利用を原則禁止し、階段の利用を促進。掲示板を踊り場に、自販機や女性専用パウダールームを4階にのみ設置するなど、階段での行き来を増やすような動線設計を実施。
- ・ちょっとした息抜きに屋上やオープンスペースで使える「縄跳び」「フラフープ」「腹筋ローラー」を設置。



階段踊り場の掲示板

ロート製薬株式会社

- ・定期健診と併せて、「運動機能」の測定会を国内10拠点で実施。また、オフィス・工場部門を問わず、社員が選曲・振付を行ったオリジナル体操を毎朝実施。
- ・全拠点の社員が数年に一度大阪本社に集結し「全社大運動会」を実施。社内企画スタッフのアイデアによるオリジナル種目を楽しみ、社員同士のコミュニケーションの場としている。



運動機能の測定会

第2期スポーツ基本計画(平成29年3月)では、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度、週3回以上を30%程度とする目標を掲げている。

平成29年度の成人の週1回以上のスポーツ実施率は51.5%となり、平成28年度の42.5%から9.0ポイント上昇。週3回以上は26.0%となり、平成28年度の19.7%から6.3ポイント上昇。

「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度(障害者は40%程度)」の達成!

- ・勇気、自尊心、友情などの価値の実感
- ・高い生活満足度、ストレス解消
- ・心身の健康増進
- ・生活習慣病等の予防

健康長寿社会の実現に寄与

スポーツ庁における取組(スポーツエールカンパニー認定制度)

- ・社員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定する制度を創設。平成29年度は217社を認定。平成30年度認定企業は12月頃発表予定。



4. 官民一体となった文化資源活用

2017: 文化芸術基本法(観光・産業など関連施策との連携)、2018: 文科省設置法改正(文化庁が中核となって文化行政を総合的に推進) 2018年10月に「新・文化庁」として大幅な組織再編を実施。

仕組みの創設

1. 国+民の先進事例

文化財保護法の改正(文化財の計画的な保存・活用の促進)
国宝等の公開基準の改訂(科学的な研究蓄積の反映、より明快で丁寧な説明)

先進事例の開始

文化資源を活用した経済活動の創出

(京都国立博 特別展「国宝」(2017))

- ・約200件の国宝が展示。入館者60万人超。
- ・JR東海による「国宝新幹線」を運行し、車内で国宝解説を放送。
- ・また、小学館、日清食品、日本出版販売も加わる共同プロジェクトを実施。



全国・横展開の仕掛け

地域の美術館・博物館クラスターの形成【P8】

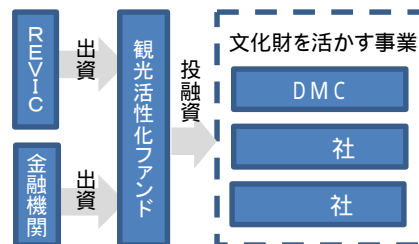
2. 民+地方の先進事例

文化庁と(株)地域経済活性化支援機構の包括連携

地域観光活性化ファンド

(REVICによる文化財を活かした地域経済活性化(2018))

- ・株式会社地域経済活性化機構(REVIC)では、地域経済活性化に資する事業支援ファンドを通じて、文化財を活かした地域活性化に資する事業を実施。(例)文化財の観光コンテンツとしての磨き上げ



文化庁とREVICの連携協定【P9】

3. 技術の積極活用

文化財活用センターの設置

高精細複製による新たな美術体験

(東京国立博「高精細複製による新たな美術体験」(2018))

- ・大型スクリーンの映像と、国宝「松林図屏風」の高精細複製画により、畳に座ってみる屏風本来の鑑賞スタイルを体験。キャノンと共同で実施。
- ・Canonとの共同研究を発表(2018年10月)



「文化財活用センター機能」の整備【P10】

地域の美術館・博物館クラスターの形成

地域の文化座の魅力発信、地域振興、多言語化による国際発信、ユニークベニューの促進など、美術館・歴史博物館を中核とした関係機関との連携による、文化クラスター(文化集積地)創出に向けた、地域資源の面的・一体的整備に関する取り組みを支援

本年度の支援事業(8箇所)

伊豆高原文化施設・ジオパーク融合型クラスター形成事業
・池田20世紀美、ジオパーク、18文化施設等文化施設とジオパークの融合

奈良公園クラスター形成事業
・奈良博、奈良県立博、春日大社、興福寺、東大寺、奈良県・奈良市等奈良公園を核とした回遊需要の促進

倉敷美観地区・MUSEUMクラスター形成事業
・大原美、倉敷民芸、考古館、商工会議所等倉敷美観地区の文化クラスター化

北九州市東田地区ミュージアムパーク創造事業
・北九州市立自然史・歴史博、環境ミュージアム、市立美術館、観光協会、市役所、産業機構等東田地区のミュージアムパーク化形成

表現によりつながる地域の活力創造事業
・アーツ前橋、前橋文学館、大学、教委等文化による地域の社会包摂の拠点形成

国立・都立美術館・博物館による文化財の新たな魅力発信プロモーション事業
・東近美、西美、新美、江戸博、都美等ミステリーツアー(夜の美術館・博物館回遊需要を創出)

世界の文化交流ハブ・上野「文化の杜」クラスター形成事業
・西美、東博、科博、上野動物、上野の森、東京芸大、台東区、JR東日本、メトロ等上野モデルの全国展開(文化交流ハブ)

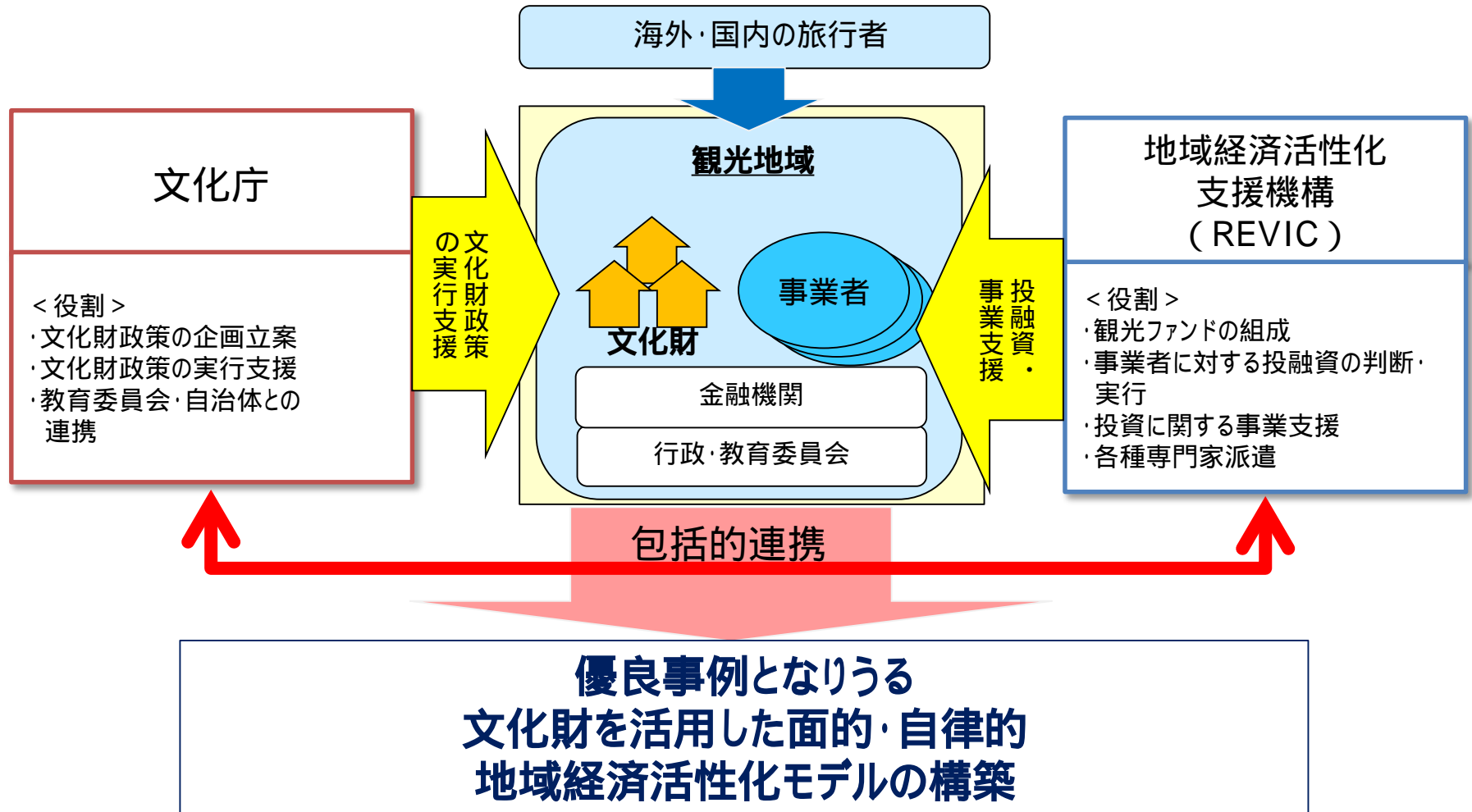
よこはま地域文化遺産デビュー活用事業
・横浜市歴博、開港資料館、ユーラシア文化館、自治体、大学、企業等港ヨコハマ以外の文化資源発掘B級文化遺産の文化・観光資源化



文化庁と(株)REVICとの包括的連携協定の締結

○文化庁及びREVIC双方の有するノウハウを活かして連携・協力することにより、文化財を活用した面的・自律的
地域経済活性化モデルの構築を目指す。

○両者の連携により確立される地域経済活性化モデルを横展開



文化財活用センター機能の整備

地方自治体や博物館、美術館、寺社等の文化財所有者が文化財活用の相談窓口のワンストップ化

経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

<成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題>

- ・「文化経済戦略」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。
- ・文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模（文化GDP）の拡大に向け取組を推進する。
- ・文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信（国立文化施設の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築）。

平成30年7月、国立文化財機構内に文化財活用センターを発足

<目的>

文化財は「長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた人類のたからもの」であり、今後、文化財を未来に伝えていくことは重要な責務であり、国内外のあらゆる地域で全ての人々が、文化財に親しむとともに身近に感じ、豊かな体験や学びを得ることができるようにするため「文化財活用センター」を開設し、文化財の活用に関する新たな方法やコンテンツ、プログラムの開発等を行う。

<事業例（平成30年度）>

文化財に親しむためのコンテンツ開発とモデル事業の推進

- 先端的な技術によるレプリカやVR、VR、8K映像等のコンテンツの開発
- 企業や各種団体との連携による文化財活用事業のプロデュース等

企業等と連携した高精細レプリカやVR等の制作とコンテンツ開発

例) NHK Eテレ「びじゅチューン！」と連携し、「親と子のギャラリー『なりきり日本美術館』（レプリカ・映像等を活用した参加体験型展示企画）」を実施



国立博物館の収蔵品の貸与促進とそれに関わる助言

- 収蔵品の貸与促進事業の実施と国内の博物館・美術館からの文化財貸与に関わる相談窓口の開設

東京国立博物館の収蔵品の貸与に伴う特別支援
例) 大分県立美術館への貸与（予定件数：44件）



文化財の保存等に関する相談・助言・支援

国内外の博物館・美術館からの文化財保存環境に関する相談窓口の開設と助言
例) 地方公共団体の文化財を中心に収蔵・展示環境に関する相談対応



文化財のデジタル資源化の推進と国内外への情報発信

国立博物館所蔵品のデジタル・アーカイブ（「ColBase」「e国宝」）の充実
例) 「ColBase」の多言語化（英に加え中・韓）、掲載画像の拡大等

全ての人々が、文化財を「守り」「伝える」ために、考え、参加する社会へ